



様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

### 産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 21日

埼玉県知事  
大野 元裕 殿

提出者 埼玉県所沢市上新井5-18-1  
住 所 日本道路株式会社 埼玉営業所  
氏 名 所長 横山 勉  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 04-2922-9125

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本道路株式会社北関東支店埼玉営業所
事業場の所在地	埼玉県所沢市上新井5-18-1
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 540億9,621万円
③ 従業員数	1,688人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項  
(管理体制図)

- ・当社「建設副産物適正処理管理規則」に基づく管理組織図 別紙の通
- ・産業廃棄物処理責任者(埼玉営業所) 安全環境課長

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】			別紙の通り
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】 別紙の通り			
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	別紙の通り
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	別紙の通り

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2022 年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2022 年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
② 計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

## (第5面)

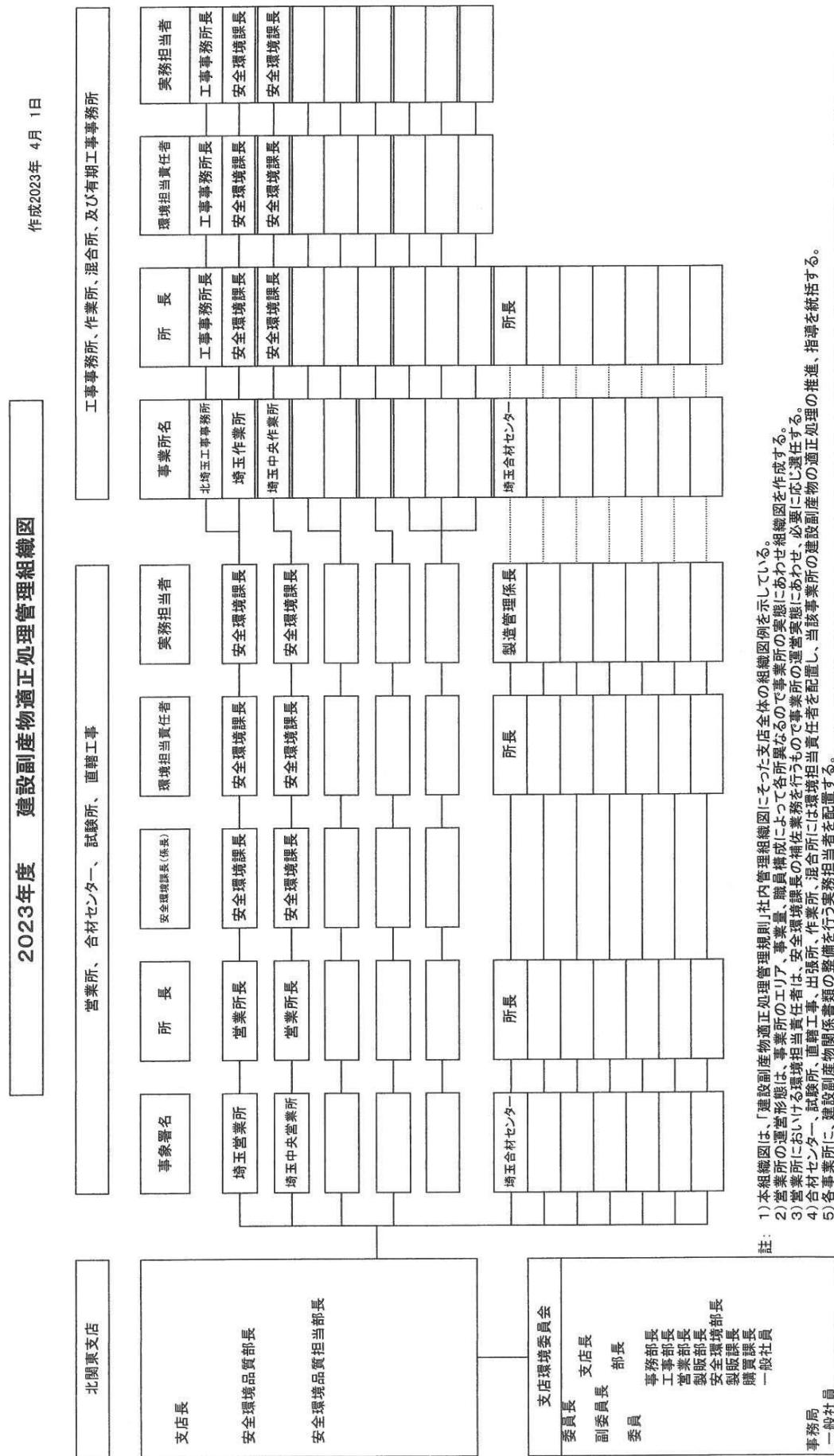
② 計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 2023年度 建設副産物適正処理管理組織図

作成2023年 4月 1日



- 註：
- 1) 本組織図は、「建設副産物適正処理管理規則」社内管理制度例を示している。
  - 2) 営業所の運営形態は、事業所の工数、事業量、職員構成によって各所異なるので事業所の実態にあわせ組織図を作成する。
  - 3) 営業所における環境担当責任者は、安全環境課長の補佐業務を行うもので事業所の運営実態にあわせ、必要に応じ選任する。
  - 4) 合資会社、出張所、直轄工事、試験所、販売センター、事業所、出張所、作業所、混合所には環境担当責任者を配置し、当該事業所の建設副産物の適正処理の推進、指導を統括する。
  - 5) 各事業所に、建設副産物関係書類の整備を行う実務担当者を配置する。
  - 6) アスコンがら、コンクリート等を破碎再生する処理施設は、平成13年2月より「産業廃棄物処理施設」として扱われるようになり、「産業廃棄物処理責任者」「技術管理者」の配置義務がある。

### 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
【前年度（令和3年度）実績】			該当なし		
①現状	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量				
(これまでに実施した取り組み)					
【目標】			該当なし		
②計画	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行いう産 業廃棄物の量				
(今後実施する予定の取り組み)					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
【前年度（令和3年度）実績】					
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t			
②計画	自ら中間処理により減量 した産業廃棄物の量	4,170.2 t			
	(これまでに実施した取り組み)				
・がれき類は、自社中間処理工場(がれき類)へ優先で搬入処理を実施した。					
【目標】					
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t			
③計画	自ら中間処理により減量 する産業廃棄物の量	4,100 t			
	(今後実施する予定の取り組み)				
・がれき類は、自社中間処理工場(がれき類)へ優先で搬入処理を実施する。					

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		該当なし	
①現状	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取り組み)		
<b>【目標】</b>			
②計画	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取り組み)		
<b>産業廃棄物の処理の委託に関する事項</b>			
【前年度（令和3年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類 全処理委託量	がれき類 396.462 t	廃プラスチック類 12.075 t
	優良認定処理業者への処理委託量	11.252 t	木くず 54.45 t
	再生利用業者への処理委託量	385.21 t	紙くず 5.4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	建設混合廃棄物 29.302 t
	認定熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	汚泥 7.264 t
	(これまでに実施した取り組み)		ガラス・陶磁器くず 5.5 t
			金属くず 6.78 t
<b>・廃棄物の委託処理にあたっては廃棄物処理法に則して行うこととし、保管の当つては保管基準を遵守する。</b>			
			<b>・がれき類、木くず、金属くず、紙くずはほぼ100%再生利用されている。</b>

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【目標】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	紙くず	建設混合廃棄物	汚泥	ガラス・陶磁器くず	金属くず
全処理委託量	400 t	12 t	54 t	5 t	29 t	7 t	5 t	6 t	6 t
優良認定処理業者への処理委託量	10 t	12 t	32 t	5 t	29 t	0 t	5 t	6 t	6 t
再生利用業者への処理委託量	390 t	0 t	22 t	0 t	0 t	7 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取り組み)									
・廃棄物の委託処理にあたっては廃棄物処理法に則して行うこととし、保管の当たっては保管基準を遵守していく。									
・がれき類、木くず、金属くず、紙くず、廃プラスチック類は、100%再生利用となるようにしていく。									
・処理業者のリサイクル率を比較検討し、1品目でも多く100%再生利用になるようにし、優良認定処理業者へ処理委託するよう努めていく。									

※事務処理欄